

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
八尾北高等学校	水道料金の経費支出について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の起案決裁が、会計年度を過ぎた出納整理期間中に行われていた。 契約名称：令和５年度水道料金の経費支出 １ 契約期間：令和５年４月１日から令和６年３月31日 ２ 経費支出変更伺書の起案日：令和６年５月２日 ３ 経費支出変更伺書の決裁日：令和６年５月２日 ４ 支出負担行為変更額：175,065円	検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府財務規則】 （支出負担行為） 第39条 知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 ２ 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。 【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 ２ システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 （２） 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札及び規則第61条の３に規定する方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。
措置の内容		
検出事項の原因は、担当者及び承認者が年度末に公共料金の支払状況を確認しなかったことと、会計年度を越えてからの支出負担行為ができないことを失念していたことによるものである。 再発防止に向けて、事務職員に対し経費支出に関する適正な事務処理について周知するとともに、経費支出状況について担当者からの定期的な報告により確認を行うよう周知し、担当者だけでなく、複数の職員で経費支出状況について定期的な確認を行うことによりチェック体制を強化した。 今後は、大阪府財務規則等に基づき、適正な事務処理を行う。		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和６年10月21日）